

議案第148号

宝塚市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 条例改正の概要

1 条例の概要

高齢者、障害者等の移動等の円滑化を促進する法律（以下「バリアフリー法」という。）に基づき、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準は、主務省令で定める基準（移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令）を参酌して定めることになっているため、宝塚市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（以下「市バリアフリー道路基準条例」という。）を定めている。

2 改正の理由

道路法の一部改正及びバリアフリー法の一部改正に伴い、「移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」が改正されたことを受け、これらに基づき市バリアフリー道路基準条例について所要の整備を行うため。

3 改正の概要

改正により以下を規定する。

1) 旅客特定車両停留施設

新たにバリアフリー法で旅客特定車両停留施設が規定されたため、旅客特定車両停留施設の構造基準について、市バリアフリー道路基準条例で定める。具体としては、旅客特定車両停留施設の通路、階段、乗降場等について、幅や勾配等の基準を規定する。

4 道路法の改正概要と改正する市条例の関係

別紙1 法改正概要と改正する市条例の関係説明資料 のとおり。